

横浜国立大学 平塚団地の土地売却に係る支援業務に関する質疑回答

番号	質問の内容	回答
1	別紙2.提案書作成要領中に、「今回の業務は、報酬額ではなく媒介報酬率で契約を行うため、見積書には媒介報酬率を記載すること。」と記載がございますが、 〈内容審査の得点化方法〉では配点対象としないとされております。 仮に媒介報酬率を0％でのご提案でも、3％＋6万円の宅建業法に定める報酬額の上限でのご提案であっても、審査には影響しない理解で相違ないでしょうか。	・別紙2 提案書作成要領に記載のとおり、見積書は配点対象としません。 ・公募要綱9.に記載のとおり、審査の結果、第一候補者は提案を踏まえ横浜国立大学と詳細な仕様条件、委託代金等について協議を行うものとし、その合意内容をもって契約することとなります。 なお、協議の結果、契約内容・契約条件が合意しなかった場合は、次の条件を提示した者を候補者として協議を行います。
2	媒介報酬率は採点対象項目外であり、どのような料率でのご提案でも、1~4の提案項目次第の認識でよろしいでしょうか。	
3	公募要綱 9.結果通知等には以下の記載がありますが、ここでは点数も含めてご開示いただける認識でよろしいでしょうか。 (1) 審査の結果については、令和7年7月29日（火）（予定）に文書をもって通知する。	・本事業の応募事業者と得点は、契約企業が特定された後に、本学施設部ウェブサイトにて公開する予定です。
4	水路についての資料はございますでしょうか。また、ご所有の場合、閲覧資料である「土壌汚染及び境界確定協議書等資料」に内包されておりますでしょうか。	・「土壌汚染及び境界確定協議書等資料」には水路を含む境界確定協議書（隣接土地所有者：平塚市）を含みます。
5	「土壌汚染及び境界確定協議書等資料」閲覧に際しては資料の複製はどの程度許容されるのでしょうか（写真の撮影、手書きでの複写、一切不可など）。	・閲覧資料の持ち出しを伴う複写は禁止します。
6	現地確認の際に、敷地の中に立ち入らせて頂いてもよろしいでしょうか。本物件南側の水路付近から立入り可能かと存じます。	・平塚団地（平塚教場跡地）門扉の解錠や鍵の貸し出しは行いません。しかし、本事業に応募する者が必要最小限の範囲で立ち入ることは、令和7年7月15日までに限り可とします。 なお、周辺住民等とのトラブルになる言動は厳に慎むこと。
7	「秘密保持に関する確認書」を確認「秘密保持に関する確認書」の作成は、認印での押印でよろしいでしょうか。	・「秘密保持に関する確認書」は社判は省略可とします。ただし、本事業への応募にあたり担当する部門（部課等）における管理的立場の名義での申請が望ましい。
8	貴学の希望売却スケジュールとして、今年度中（2026年3月末まで）の引渡しを目指しているのでしょうか。	・別紙6 仕様書2(4)に記載のとおり、代金決済、所有権移転等は令和7年第4四半期内を予定としています。
その他、質疑に関する回答は7月4日ㄨ切以降に掲載予定。		